

平成 2 3 年 第 2 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成 2 3 年 第 2 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1 . 日 時 平成 2 3 年 2 月 1 5 日 (火) 午後 2 時 3 0 分

1 . 場 所 箕面市役所 本館 3 階 委員会室

1 . 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委員 長 職 務 代 理 者 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君
委 員 福 井 聖 子 君
委 員 (教 育 長) 森 田 雅 彦 君

1 . 付議案件説明者

教育次長兼子ども部長 中 井 勝 次 君

教 育 推 進 部 長
兼彩都地区小中一貫校開校準備室長 森 井 國 央 君

生 涯 学 習 部 長 浅 井 晃 夫 君

教 育 推 進 部 副 部 長
兼次長(教育政策・学校管理担当)
兼 専 任 副 理 事
(学校等大規模改修事業担当) 稲 野 公 一 君

教 育 推 進 部 次 長
(学 校 教 育 ・ 教 職 員 担 当)
兼教育推進部副理事 若 狭 周 二 君

教 育 推 進 部 次 長
(人 権 教 育 担 当) 小 西 敏 広 君

教 育 推 進 部 専 任 副 理 事
(小 中 一 貫 教 育 担 当)
兼彩都地区小中一貫校開校準備室課長 樋 口 弘 造 君

子 ども 部 副 部 長 藤 迫 稔 君

子 ども 部 次 長
(子 ども 政 策 ・ 幼 児 育 成 担 当)
兼子ども政策課長 千 葉 亜 紀 子 君

子 ども 家 庭 総 合 支 援 室 長
兼子ども支援課長
兼子ども家庭相談課長 中 井 正 美 君

生涯学習部次長	谷口あや子君
教育政策課長	菅原かおり君
学校管理課長 兼教育推進部参事 (学校等大規模改修事業担当)	岩永幸博君
学校管理課参事 兼幼児育成課参事	西川欣輝君
学校教育課長	南山晃生君
教職員課長	松山隆志君
教育センター所長	松山尚文君
人権教育課長	吉田功君
教育推進部専任参事 (学校等大規模改修事業担当)	山田省治君
幼児育成課長 兼教育推進部参事 (学校等大規模改修事業担当)	水谷晃君
子ども部専任参事 (子育て応援担当)	津田善寿君
子ども部専任参事 (青少年育成担当)	高橋正信君
生涯学習課長	阿部一郎君
文化スポーツ課長	前田一成君
生涯学習部専任参事 (生涯学習センター・公民館担当)	大浜訓子君
生涯学習部専任参事 (文化財保護担当)	河原弘明君
中央図書館長	江口寛君

1. 出席事務局職員

教育政策課担当主査	高橋勝代君
教育政策課	森貴美君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市通園通学区審議会条例の改正要請の件
- 日程第 3 箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則改正の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会公印規則改正の件
- 日程第 7 箕面市奨学資金貸付基金条例の改正要請の件
- 日程第 8 箕面市奨学生選考委員会規則改正の件
- 日程第 9 箕面市奨学資金の貸付に関する規則改正の件
- 日程第 10 市立屋内運動場等設備の使用に関する条例の改正要請の件
- 日程第 11 箕面市学童保育に関する条例の改正要請の件
- 日程第 12 箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例の改正要請の件
- 日程第 13 箕面市立箕面文化・交流センター条例の改正要請の件
- 日程第 14 箕面市子ども活動支援事業実施要綱改正の件
- 日程第 15 箕面市文化財保護審議会に対する諮問の件
- 日程第 16 平成23年度全国学力・学習状況調査における抽出調査への参加協力及び希望利用活用の件
- 日程第 17 平成23年度大阪府学力・学習状況調査への参加協力の件
- 日程第 18 箕面市教育委員会所管に係る平成23年度箕面市一般会計当初予算の件
- 日程第 19 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 20 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 21 教育長報告

(午後2時30分開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成23年第2回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は5名で、本委員会は成立しました。

委員長（小川修一君）： それでは、日程第 1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員長において福井委員を指定します。

委員長（小川修一君）： 次に日程第 2、報告第 7 号「箕面市通園通学区域審議会条例の改正要請の件」及び、日程第 3、議案第 4 号「箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件」並びに、日程第 4、議案第 5 号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則改正の件」は、関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（菅原かおり君）： 報告第 7 号は、箕面市立幼稚園の通園区域を廃止することに伴い、本審議会において通園区域を審議する必要がなくなるため、箕面市通園通学区域審議会条例の一部を改正する条例の制定を箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 2 項の規定により報告するものです。

議案第 4 号は、報告第 7 号と同様に、「箕面市通園通学区域審議会」が「箕面市通学区域審議会」に変わることに伴い、関係規定を整備するため、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する必要があるため、提案するものです。

議案第 5 号は、報告第 7 号、議案第 4 号と同様に、「箕面市通園通学区域審議会」が「箕面市通学区域審議会」に変わることに伴い、関係規定を整備するため、箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則の一部改正が必要であるため、提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第 7 号及び議案第 4 号並びに議案第 5 号を採決いたします。報告第 7 号については、報告どおり承認し、議案第 4 号及び議案第 5 号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、報告第 7 号については、報告どおり承認され、議案第 4 号及び議案第 5 号については、原案ど

おり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第5、議案第6号「箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件」及び、日程第6、議案第7号「箕面市教育委員会公印規則改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（菅原かおり君）：議案第6号は、箕面市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の改正に伴い、専決事項に保育料の減免の決定に係る決定区分を追加し、及び箕面市特定業務調整監設置規則の制定に伴う特定業務調整監への合議等について規定するにあたり、箕面市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する必要があるため、提案するものです。

議案第7号は、箕面市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の改正に伴い、保育所事務専用の教育委員会教育長印を新調し、及び規則中の表記を整備するにあたり、箕面市教育委員会公印規則を改正する必要があるため、提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第6号及び議案第7号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第7、報告第8号「箕面市奨学資金貸付基金条例の改正要請の件」及び、日程第8、議案第8号「箕面市奨学生選考委員会規則改正の件」並びに、日程第9、議案第9号「箕面市奨学資金の貸付に関する規則改正の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長（岩永幸博君）：報告第8号は、奨学金の奨学生の追加募集について、奨学生を随時募集決定し、貸与することができるようにするため、箕面市奨学資金貸付基金条例の一部を改正することを箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕が

ないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

議案第8号及び議案第9号については、箕面市奨学資金貸付基金条例の一部改正に伴い、関係規定を整備するにあたり、箕面市奨学生選考委員会規則の一部、及び箕面市奨学資金の貸付に関する規則の一部を改正するため、提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員(福井聖子君) : 選考委員会を通すものと通さないものがあることとなりますが、その年度に貸与したのものに関しては、再度、選考委員会に報告をされないのですか。

学校管理課長(岩永幸博君) : 応募者が募集人数を超えない場合は、今回の改正により、選考委員会を開催しないこととなりますが、少なくとも年1回は、選考委員会を開催します。今回、選考委員会の審議対象を奨学資金に関する事項全般に広げていますので、委員ご指摘のものについても審議していただきます。そこで、ご意見をいただくこととなります。

委員長(小川修一君) : 申請者が減少ぎみだと聞くのですが、原因はわかりますか。せっかくの制度がありながら、生かされないのであれば、何かつまづきがあるのではないか。それであれば、制度を生かすためにそのようなつまづきを取り除くような方法がないのかと考えているのですが。

学校管理課長(岩永幸博君) : 奨学生の募集については、市の広報紙「もみじだより」やインターネットを通じて広報しています。明確な理由はわかりませんが、一つ考えられるのは、高校授業料の無償化の影響があると思います。ただ、高校生は、授業料以外にも諸経費がかなり必要となってきます。そのようなことを今後賄える分として、もっと奨学金の周知に努めていきたいと思っています。

委員(白石裕君) : 以前の日本育英会である日本学生支援機構からの奨学金を受ければ、箕面市の奨学生の資格から外れるのですか。それとも二つとも資格があるのですか。

学校管理課長(岩永幸博君) : 併給可能です。

教育推進部副部長(稲野公一君) : 平成14年度までは、公立高校であれば月5千円、私立高校であれば月1万円と額は少なかったのですが、給与となっており、奨学生に選ばれば、返還不要の奨学金がもらえたので、多い場合には、40人から50人の希望者がありました。兄弟が多いとか、家賃の額など、いろいろな家庭状況をポイント制にして、困窮度をランク付けし

たうえで、予算の範囲内で、緊急度の高い方から優先的に給与してきました。その結果、ここまでの方までは採用するが、残念ながら、これ以上の方は、申し訳ないけれどもお断りするようなことを行っており、募集人数より応募者が常にオーバーするため、選考委員会において、公平な立場で審査していただいていた。ところが、平成15年度からは、給与から貸与に制度を切り替えましたので、返還しなければならなくなりました。大阪府育英会や日本学生支援機構などの他の奨学金の方が充実していること、また、額も公立高校であれば、月5,000円ですので、わざわざ箕面の奨学金まで3つも応募して、借りるまでのニーズはなかったかと思います。そのようなことから、応募者が減ってきていると分析しています。そこで、2年前に、大学については、他にいろいろと制度がありますし、大学自身にも特待生のような減免の制度もありますので、公立高校は、5,000円だったところを12,500円、私立高校は、10,000円だったところを25,000円、それぞれ2.5倍に貸与額を変更し、高校の授業料ぐらいは箕面の奨学金でも賄えるようにしようと、制度変更をしたのですが、あまり利用者は増えませんでした。さらに、高校授業料無償化のこともあり、この間はずっと募集人数をオーバーすることはない状況です。今回は、急に利用されたいときに、タイムリーにお貸しできるように、選考委員会で決めてお貸しするのではなく、随時お貸しできるように変えていきます。また、選考委員会では、そのような貸与の報告や制度の運営について意見をいただくように位置付けを見直すようにしました。

委員（白石裕君）：奨学金をめぐる問題には、いろいろとあるので、難しいかとは思いますが。高校授業料が無償化したのはいいのですが、逆に非常に格差が意識される状況が生まれていると聞きます。そのようなことから、奨学金の使い道に幅を持たせないといけない。この奨学金は、自由に使っていいということであれば、監査というわけではありませんが、公費の管理という点が気になるのですが、どうですか。

教育推進部副部長（稲野公一君）：選考委員会の位置付けや貸与のタイミングの見直しを行います。それに併せて、従来は、授業料が貸与額の根拠でありましたが、授業料が無償となり、場合によっては、奨学金を無くしてもいいのではないかと意見もありました。しかし、実際には、授業料以外にも、制服代や教科書代、修学旅行の積立金など、学校に納めるお金がいろいろあります。学校で、今年度はこれだけ納めてくださいとか、この月はこの額納めてくださいなどの案内が必ずあると思うのです。それも今回は申請時に付けていただき、それに基づいて、学校に直接納める必要なお金を貸与の上限にすることを併せて盛り込んでいます。卒業された後、子どもさんから返していただくことが基本ですので、学校に直接的に必要なお金まで

貸し付けてしまって、返還の際にトラブルにならないようにしながら、貸与することを改正内容に入れていきます。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、報告第8号及び議案第8号並びに議案第9号を採決いたします。報告第8号については、報告どおり承認し、議案第8号及び議案第9号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、報告第8号については、報告どおり承認され、議案第8号及び議案第9号については、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第10、報告第9号「市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の改正要請の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長（岩永幸博君）：本件は、彩都の丘小学校及び彩都の丘中学校が開校することに伴い、屋内運動場等の設備の使用料を定めるため、市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の一部を改正することを箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（坂口一美君）：施設開放で使用している備品の管理をどのようにされているのか。また、備品の安全管理はどのような対応をされているのですか。

学校管理課長（岩永幸博君）：備品の管理や安全管理については、それぞれの学校長が対応します。

委員（坂口一美君）：学校にある卓球台などいろいろな備品を使用していますが、かなり老朽化していて、安全面から見ると厳しいと思われ、どこに話をしていいかわからないという声も聞きます。教育委員会ではどこまで管理するのか、買い替えなどは、教育委員会はどこまで関係するのかを教えてください。

学校管理課長（岩永幸博君）：学校では、配分予算の範囲内で買えるものについては、学校の予算委員会などを経て、学校長の判断で購入しています。まとまった金額のものは学校配分予算だけでは購入できないので、各学校長からの要望により、市の予算要求を通じて、学校管理課で購入します。

委員（坂口一美君）： 学校施設開放の連絡会がありますが、その場で団体の代表者が話をすれば、備品の買い替えや安全対策をしてもらえるということでしょうか。

教育推進部副部長（稲野公一君）： 基本的には委員のおっしゃるとおりです。体育の授業などで、卓球台などは小学校ではなかなか使用しません。中学校は部活動などで使用しますが、学校にあるものを使用していただくのは結構ですし、危険性がありましたら、言っていただければ、点検したり、場合によっては買い替えとなります。グラウンドで野球などをする場合は、自分たちで持ち込みをしていただきます。学校として買い揃えないといけないものと、自らある程度用意していただかないといけないものがあります。それは、ケースによってのことなので、話し合いをしながら、使用団体に負担をお願いすることもあると思います。しかし、危険性があるのであれば、ご連絡をいただければ、考えさせていただきます。

委員長（小川修一君）： 小学校にはバレーボールのネットなどはあるのですか。

教育推進部副部長（稲野公一君）： 大体は初めにそろえていますが、学校予算でいろいろと買い揃えて欲しいとなると、学校は別のものも欲しいということもあると思いますので、老朽度に応じての対応となります。一部、教育委員会で対応したものもありますので、それは、相談しながら進めていきます。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、報告第9号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第11、報告第10号「箕面市学童保育に関する条例の改正要請の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子育て応援担当専任参事に求めます。

子育て応援担当専任参事（津田善寿君）： 本件は、平成23年度において小学校の第4学年の児童を学童保育室に試行的に受け入れ、箕面市立彩都の丘小学校において学童保育を実施し、及び児童福祉法の改正に伴い関係規定を整備するため、箕面市学童保育に関する条例の一部を改正する条例の制定を箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第

3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員(福井聖子君) : 4年生の学童保育を試行的に行うということですが、学童保育に決まった子は、その1年間学童保育を行うということですか。

子育て応援担当専任参事(津田善寿君) : 長期休暇である春休み、夏休み、冬休みの期間だけ、1日保育をします。それ以外の日は学校で、自由な遊び場開放事業を行っており、今の時期だったら午後4時30分、夏だったら午後5時まで学校にいられます。そのようなことができない長期休暇中の学童保育を実施するものです。

委員(坂口一美君) : 4年生からという根拠を教えてください。

子育て応援担当専任参事(津田善寿君) : 学童保育は、現在は1年生から3年生まで、支援を要する子どもは6年生まで行っていますが、発育の関係上、4年生は長期休暇中、1日一人でいられないが、5、6年生になれば、自立して大丈夫なこともあるかと思しますので、今回は4年生を対象に試行的に行うこととなります。

委員(坂口一美君) : 支援の必要な子どもさんに関しては6年生まで学童保育に入ることもできますし、長期休暇中も保育していただけますが、今まで学童保育を行っていく中で、統計的に必要である根拠があるのか。でなければ、通常は大丈夫であるが、長期休暇中であれば、支援の必要な子どもさんも6年生や中学生まで拡大していただきたいと思うのです。ですから、4年生であるのが、単なる成長だけなのか、それとも保護者の声があるのか、今までの統計で必要だと認められたのか、などの具体的な根拠が欲しかったと思います。もし、そうであれば、もっと拡大ができるのではないかと思います。

子育て応援担当専任参事(津田善寿君) : 学童保護者会のアンケート結果をいただきました。その中では4年生の学童保育の通年実施をして欲しいというアンケート結果が出ていること。また、教育委員会で昨年の夏に、夏休みが終わってからの子どもの居場所について、4年生の保護者にアンケート調査を行いました。それらから導いてきたのが、4年生の学童保育の必要性でした。児童福祉法の概念では10歳未満の児童、3年生から4年生を指していますので、そのような法の趣旨から照らし合わせて見ても、今のところ4年生を対象としています。5、6年生は自立がほぼできているのではないかと。長期休暇中であれば一人で、あるいは友だちと一緒に過ごせるのではないかと。として、居場所として措置すべきは4年生までと考えています。

委員(福井聖子君) : 具体的な人数の見通しと、人数が増えた際の学童の指導員の増員も考えているのですか。

子育て応援担当専任参事(津田善寿君) : それほど多くはないであろうと

考えています。春休みは、3月31日までは3年生で、4月1日から4年生となりますので、そのまま引き続いて4年生としても学童保育に来るかもしれません。また、人数は未定です。夏休みに関しては、それほど多くの人数は来ないであろうと思っています。学童保育にいた3年生が4年生になってもそのまま続けるのではなく、ひと桁台の人数ぐらいではないかと思っています。現在の学童保育を見ても、1年生で250人ほど、2年生で200人ほど、3年生で150人ほどと年齢が上がるごとに減ってきています。そのようなことから、それほど多い人数ではないと考えています。また、受け入れの人数については、定員があります。学童保育の指導員については今の人数で賄えると考えています。

委員長（小川修一君）： 仮に人数が増えてきたときには、対応できるのですか。

子育て応援担当専任参事（津田善寿君）： 4年生になれば、ある程度自立ができることから、それほど多い需要はないと考えていることと、仮に多くなっても学童保育の定員を増やさない限り、受け入れ人数を増やすことはできません。現在、学童保育は、学校の空き教室を利用して行っており、学校には、そんなに空き教室はありませんので、増やすことは難しいと思います。また、1年生から3年生までを優先して、定員の空きがあるところでしか、4年生の受け入れを行うことはできないこととなっています。

教育長（森田雅彦君）： 通常の課業日などと比べると、長期休業中の学童保育に通う子どもたちは少し少ないので、空きを活用して4年生の子どもたちに対して試行します。他市の状況でも、4年生までの長期休業中の保育を広げたが、それほど多くの子どもたちは来なかったと聞いています。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、報告第10号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第12、報告第11号「箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例の改正要請の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長（水谷晃君）： 本件は、箕面市私立幼稚園児の保護者への補助制度について、補助金の額及び補助金の対象となる園児の年齢を拡大するため、箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定を箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1

項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員(福井聖子君) : 前回の教育委員会会議で論議した案に基づいてのことだと思いますが、この条例の改正は、対象年齢が拡大されたことと、予算の範囲内であるということがこれで決まりますが、予算が認められれば、この4月から進められることが決まるのですね。

幼児育成課長(水谷晃君) : そのとおりです。

委員長(小川修一君) : 他にないようですので、報告第11号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって本件は、報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第13、報告第12号「箕面市立箕面文化・交流センター条例の改正要請の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習センター・公民館担当専任参事に求めます。

生涯学習センター・公民館担当専任参事(大浜訓子君) : 本件は、箕面市立箕面文化・交流センターの休館日を平成23年4月1日から変更し、年末年始を除き通年開館とするため、箕面市立箕面文化・交流センター条例の一部を改正する条例の制定を箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員(福井聖子君) : 指定管理業者が労働基準法などを遵守しているかのチェックは指定管理業者任せですか。休館日がなくなることは、市民サービスとしては非常にありがたいことなのですが、公務員であれば、労働者の休日に関しての規定があるのですが、指定管理業者になれば、そのあたりはどのようなになるのですか。

生涯学習センター・公民館担当専任参事(大浜訓子君) : 指定管理者の募集に当たって、労働基準法を遵守することとして、人員配置など事前に提出させることで、確認できていると考えています。

委員長(小川修一君) : 指定管理先に、そのような条件をつけているので

すか。

生涯学習センター・公民館担当専任参事（大浜訓子君）： 指定管理者の公募の際の条件として労働基準法を遵守すること、配置人数の案を提出させております。また、今後も監督していきます。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、報告第12号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第14、議案第10号「箕面市子ども活動支援事業実施要綱改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部青少年育成担当専任参事に求めます。

青少年育成担当専任参事（高橋正信君）： 本件は、平成23年4月1日より、箕面市立箕面文化・交流センターの木曜日休館が廃止されることに伴い、関係規定を整備するため、本要綱の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第10号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第15、議案第11号「箕面市文化財保護審議会に対する諮問の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部文化財保護担当専任参事に求めます。

文化財保護担当専任参事（河原弘明君）： 本件は、市の区域内に存する有形文化財（文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び大阪府文化財保護条例第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。）のうち、特に重要なものを箕面市文化財保護条例第6条第1項の規定により指定するにあたり、同条第3項の規定により諮問する必要があるため、提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（坂口一美君）： 郷土の歴史と伝統文化などを学ぶことについて文部科学省もいろいろと言われていますが、指定された文化財をどのように活用していくかが、非常に大事だと思います。

文化財保護担当専任参事（河原弘明君）： 萱野三平亭「涓泉亭」は年間約5千人弱の来館者があります。そこから南に約1キロメートル以内にある萱野三平墓も重要な文化財として今後周知していきたいと思っております。

教育センター所長（松山尚文君）： 以前に説明した「わがまちみのお」を教育センターで作成しており、それでも萱野三平を扱っています。萱野三平は赤穂浪士としても有名ですが、涓泉という俳号を持ち、大変優れた俳句も作っていますので、そのようなことも活用しながら、子どもたちに伝えていきたいと思います。

委員長（小川修一君）： この人物は、小・中学校の教科書にも出てくるのですか。

教育センター所長（松山尚文君）： 地域学習副読本「わがまちみのお」にトピックとして掲載しています。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第11号を採決いたします。本件を議案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本件は、議案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第16、議案第12号「平成23年度全国学力・学習状況調査における抽出調査への参加協力及び希望利用の活用」及び日程第17、議案第13号「平成23年度大阪府学力・学習状況調査への参加協力の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長（南山晃生君）： 議案第12号については、平成23年度の全国学力・学習状況調査は、抽出調査で実施されます。同時に、学校設置者である箕面市教育委員会の判断により同じ問題を利用できる希望利用の制度があります。次年度、本市では、2つの中学校が抽出校として、指定されています。小学校の抽出校は、今年度に引き続き、0校です。本件は、平成23年度全国学力・学習状況調査の抽出調査に参加協力するとともに、抽出校の結果と併せて、本市の子どもたちの学力状況を把握するため抽出校以外の全小・中学校において、希望利用を活用することを提案するものです。

議案第13号については、平成23年度大阪府学力・学習状況調査が悉皆調査として実施されます。平成22年第7回教育委員会定例会後の意見交換で、この調査についてご議論いただき、その時点では国の調査の実施については検討中でありましたので、参加協力の意向を提出するが、今後、国の動向も見据えていくことを確認しました。本件は、平成23年度大阪府学力・学習状況調査へ参加協力することを提案するものです。

委員長（小川修一君）：今の説明の後段の国の動向について教えてください。

学校教育課長（南山晃生君）：6月の時点で、様々な憶測が流れていましたが、最終的には、平成22年12月8日付け、文部科学副大臣決定として、平成23年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領が決められました。その中で、抽出調査及び希望利用を可とする旨が述べられています。

委員長（小川修一君）：まず、全国学力・学習状況調査の抽出調査及び希望利用について審議します。何かご意見がありましたらどうぞ。

教育長（森田雅彦君）：今年度の全国学力・学習状況調査は、抽出調査に加え、設置者である市町村教育委員会の判断で希望利用ができるというものであり、本市では、3つの中学校が抽出校として指定され、小学校の指定校はありませんでした。抽出されなかった小・中学校では、希望利用を活用して、これを箕面市学力・学習状況調査として実施しました。この調査は平成19年度から実施し、今年度を含めた4回の全国学力・学習状況調査では、教育委員会事務局や各学校で調査結果を分析し、内容等を公表してきました。より大きな集団である全国を基準として、その関係において分析を行うことで、教育委員会や学校の取組の成果や課題が明確になりました。そして、先日も説明がありましたが、学力向上推進チームでこの4年間の分析を行い、まとめたリーフレット「全国学力・学習状況調査の結果から」を全教職員に配布しました。このまとめにもあるように、課題となっている言語活動を充実する、対話がキーワードであることもわかってきました。このような課題に対して、具体的な施策や取組を進め、学力向上のPDCAサイクルが確立されつつあります。また、今年度の調査は、平成19年度当初、第1回目に小学6年生で調査を受けた子どもたちが、中学3年生で調査を受けることになりました。この3年間の経年変化についても分析することができました。学校の学力向上の取組を一層進めるためには、市内の全小・中学校で参加する調査を継続的・持続的にを行い、学校におけるPDCAサイクルを確かなものにするのが求められています。全国が基準であることや、これまでの取組の経過から考えると、全国学力・学習状況調査の希望利用を活用して、今後とも継続して箕面の子どもたちの学力、学習状況を的確に把握することとし、施策や取組を展開していくことが大切であると考えています。

委員（白石裕君）：全国学力・学習状況調査は、学力調査に限れば、大きな意味が二つあるかと思います。一つは、学習指導要領がこの4月から完全実施になることです。新学習指導要領の内容を子どもたちの学力を通して、検証する。これは、移行措置とはいえ、前のカリキュラムでも行っていたので、意味があるかと思います。また、大きな意味の二つめは、小さく四つあるかと思います。一つめは、学力の到達水準が全国レベルで設定されること。

二つめは、子どもの指導に充てること。三つめはアカウンタビリティ、この結果を見て、学校や教育委員会、教育行政がどう責任を取るか、条件整備していくか。四つめは、保護者、地域の方へのニーズを汲み取る。以上のような意味があるかと思います。私は、ずっとこの間、悉皆調査ではなく、抽出調査でもいいのではないかと行ってきました。しかし、子どもの指導を緻密にやっていくのであれば、全児童、生徒を対象とした試験でないとい具合が悪いのではないかなど、いろいろと聞きましたので、そうかなと自分で納得しています。子どもの指導の点で言えば、4月に実施して、10月に返ってくるとはいえ、中学校3年生、小学校6年生では卒業してしまいます。私が2番目に挙げた理由の子どもの指導という意味では、どの程度これが生かされているのか。傾向がわかる意味ではわかるが、指導に使われるのかが、疑問です。全国学力調査の問題の質もかなり良くなってきているように見えますので、全国調査は意味があります。しかし、大阪府も同じような試験を行うので、その点は非常に疑問があります。

委員(坂口一美君) : 白石委員が指摘されたことは課題であると思います。最初の全国学力・学習状況調査に参加するときから、保護者の立場として、私は、順位争いではなく、子どもたちをどう指導するかを分析していくための調査だと捉えています。今までも、結果については、学校間の序列や過度の競争につながるような発表はしないとして、行ってきました。結果の分析にあたっては、教育委員会や各学校での分析も非常にきめ細やかに行われ、本当に先生方のご苦労なさったと思います。また、それを指導に反映していく箕面市の先生方の姿勢は非常にありがたいと思っています。ただ、悉皆から抽出になったことで、文部科学省の方向性には、私は納得いかないものがあります。箕面市が、学力、学習状況を調査する観点から希望利用を活用して、箕面市の子どもたちのために、新たに分析していくためには、私は良いことだと思っています。今後も全国調査をどうするかということもありますが、結果公表については、子どもたちを数値で比べたりしない、学習のきめ細やかな指導の改善に使っていくことで、推進していただけたらありがたいと思います。

委員(福井聖子君) : 今までの全国学力・学習調査については、各学校ですごくがんばって分析していただきました。調査した結果、どのようにプランを立てていくかが一番大事なところで、そこを各学校で一生懸命していただきました。今年度からは、学力向上推進チームの会議で論議されて、教育長のお話にあったリーフレットを出していただきました。私自身の反省点でもあるのですが、できあがったものについて教育委員会委員に検討を、と言われたのですが、もう少し早い段階での会議があるといいと思います。どうしても結果の公表にこだわってしまうのですが、やはり大事なものはプランで

す。いかに説得力のあるプランを出していけるかを考えた際に、箕面市としてどうするのか。また、箕面市として弱いところにどのような予算措置を講じるか、どのような人員配置を講じるか、このあたりのプランニングが一番大事になってくると思います。学力向上推進チームは学校の分析のまとめ役ではなく、市の政策としてどのようなものを打ち出すかというところにもう一步踏み込んでいただきたい。そのあたりについては、われわれ教育委員会委員も貢献したいと思います。

委員長（小川修一君）： ただいま、様々なご意見をいただきました。全国学力・学習状況調査については、いろいろな角度から、それぞれが教育を考えながら、今のようなご意見が出てきたと思います。特に、学力向上の取組を進めていくには、様々な観点、幅広い見方が必要になってくるかと思えます。同時に、教育の結果は、そう短兵急に求めるべきものではないと私は思っています。そのためには、学力の状況を把握しながら、そこで現れた成果、箕面市にも大きなものがあつたはずですよ。それを評価すべきことだと思えます。ただ、一方、問題によっては、超えなければならないことも課題として出てきます。問題の内容の質、継続性、経年変化の状況など、そういった蓄積のある全国学力・学習状況調査を活用することは、一つの成果があつたと思えます。ただ、結果の取り扱いについては、坂口委員がおっしゃったように、過度の競争に陥らないような配慮をすべきです。また、市としての学力向上策をしっかりと論議していく必要もあると考えます。これらのことをふまえて、全国学力・学習状況調査については、抽出調査に協力し、抽出校以外の全小・中学校において希望利用を活用するということにしたいと思えます。よろしいですか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 次に、平成23年度大阪府学力・学習状況調査への参加協力の件について審議します。大阪府の調査は、国の調査が悉皆調査になれば中止するということでしたが、国の調査が抽出調査になったことで、当初の予定どおりに実施されます。大阪府の調査は、悉皆調査だと聞いていますが、府内の市町村の参加状況によって左右されることはあつてはならないのですが、参考までに報告ください。

学校教育課長（南山晃生君）： 府内の状況ですが、41市町村中、40市町村については、参加意向が出されており、現時点で本市のみ保留となっています。

教育長（森田雅彦君）： 平成19年度の全国学力・学習状況調査の結果、大阪府の子どもたちの学力が全国的に見ても大変低位であることが明らかになりました。その現状をふまえ、大阪府教育委員会は、「おおさか・まなび舎事業」、「学力向上プロジェクト」、「少人数習熟度別指導」、「指導ツ-

ルの開発」など、様々な施策を実施してきました。今年度の全国学力・学習状況調査において、府下の状況を見ると、小学校算数のA問題で全国平均を上回るなど、上昇傾向はあるものの、現時点ではその成果はまだまだ十分現われていない状況であり、今後の施策・取組の見直し等が大きな課題だと感じています。今年度行われた全国学力・学習状況調査の抽出方式では、抽出校のない市町村もあり、府内の各市町村の状況の把握ができませんでした。大阪府教育委員会が、自らの施策の成果と課題を検証するという意味で、中西大阪府教育長からもぜひそれぞれの市町村の協力をお願いしたいという依頼が教育長会議でもありました。ただ、その場でも、先ほど白石委員からお話がありましたが、できたら、対象は国と同じような小学校6年生、中学校3年生ではなく、その分析結果が生かせる小学校5年生、中学校2年生を対象に実施して欲しいとか、行う以上は単年度で終わるのではなく、継続して、子どもたちの状況を見ていってほしいなどの要望もしたところです。本市にとっては、府との関係において、箕面の子どもの状況を把握することができること、また、国の調査には含まれていない中学校の英語科の調査が実施されることで、英語科の状況について把握できることなどの利点はあると思います。

委員（坂口一美君）： 国の調査の意義はわかる部分はあるのですが、調査の対象となる学年、教科、時期がほぼ同じであることは、改善の余地が必要な部分ですが、それに関して、実際に調査を行う学校には、どのような負担があるのか。また、現場の意見や負担感などあるのか、ご意見をいただいている範囲で教えていただきたいのですが。

学校教育課長（南山晃生君）： 現場の意見として、小・中学校の校長先生、教頭先生、教員、教育委員会事務局職員で構成している学力向上推進チーム会議での論議の中で、国の調査、府の調査それぞれの趣旨・目的については理解できるという意見をいただいています。また、校長会や現場からは、それぞれの調査の趣旨・目的はわかるが、短期間に教科・対象学年が同じような調査を2回受けることについての意義がわからないとの意見をいただいています。次に、現場の負担についてですが、今年度まで大阪府の到達度テストが3年間行われていました。府内の全小学校4年生から中学校3年生までが対象です。そのテストは、学校で採点・集計していました。今回提案されている大阪府の学力・学習状況調査は、採点・集計は全て委託先の民間の機関が行いますので、負担は、むしろ軽減されるのではないかと思います。

委員（坂口一美君）： 調査を2回やることについては、確かに少し疑問があります。これまで3年間学校現場でやってきた部分として、負担感が減ることもわかりました。府との関係を考えると、本市も府の施策を実際に受けて、様々な取組を行っていますので、施策の検証について協力していくとい

う部分では、必要なことではないかと思えます。

委員（福井聖子君）： 調査をするにあたっては、調査をした結果どうなるかということが、一番問題だと思うのです。大阪府の調査と国の調査と大きく違った場合にP D C Aサイクルがどうなるのか。本来調査というのは、学力に関しては、それぞれの調査で大きく差が出るものではないだろうと思っているので、その意味では、国や大阪府の調査の趣旨や目的は、それぞれは理解できるのですが、子どもからなぜ二つ受けないといけないのかとの質問が出たときに、なかなか説得する言葉が私の中には浮かんでできません。では、断るのかとなったら、いろいろなメリットがないわけではないので、非常に悩みまして、大変申し訳ないのですが、大阪府の学力・学習状況調査の参加協力については、他の委員さんの判断に委ねたいと思えます。

委員（白石裕君）： この間、大阪府下の市で態度をきめていないのは箕面市だけだとのことですが、それだけわれわれもいろいろ情報をいただいて考えてきました。国の態度が一貫していない。私だけの独断になりますが、安倍内閣の際に、平成18年に教育基本法が改正されて、その後、学校教育法もすぐに改正され、教育の質が非常に重要な政策課題になりました。その後この調査が出てきました。ところが、政権党が変わり、あまりクオリティに関心を持っていなくて、むしろ、ガバナンス、学校の教育行政のあり方をどうするかに関心が移ってきて、あまり、クオリティについては、言われていない。副大臣はがんばっておられますが。そのような中で、なかなか方針を決めていただけない。大阪府も悩まれて、結局自分のところでやるしかないとなったのですよね。その後、国が決定した。ある意味、迷走の中で、決定せざるを得なかった。そのようなつらい状況がありましたが、先ほど言いましたように、国の調査は、学習指導要領が新しく変わる時期でもありますし、意味があると賛成したいです。委員の皆さんが言われているように、あくまで、学力テストなので、一つの側面なのです。子どもたちの学力だけでなく、もっと人間的なものを大事にすることが、新しい学習指導要領の狙いなのです。だから、そのあたりを注意しなければならない。また、他の国を見ていると、学力テストを大がかりに行ったからといって、教育改善が直ちに起こるかということ、私だけの考えですが、そんなに結びついていかない。だから、テストを過大評価すると、これに振り回された結果、何も残らない、むなしい気持ちになってしまうのではないのでしょうか。最初に学力調査を受ける際にもありましたように一喜一憂しないでいきたいと思えます。その上で、できたら、大阪府に面子を捨ててやめていただきたいのが本音です。英語はありますが、実施は4月と6月でしょ。負担は、子どもたちも、先生方もほとんどないのでしょうか。私は、むしろ採点は先生方がすべきだと思います。先生方が採点して、初めて子どもたちの成長がわかるのです。これ

は理想論ですが、どこかの機関に任せるのではないと思います。教育は右から左というものではないと思うので、大阪府にお願いしたいと思うのですが、ここまできた流れを見ていると、ひっこみが見つからない。つらいですね。でも、要望したいです。もし、来年度も行うのであれば、同じ学年はやめてください。意味がありません。指導ができないので。また、教科や日程を変えていただきたい。来年度どうするのかわかりません。大阪府はやめるかもしれません。国でも理科を調査に入れようという動きがあると聞きます。そうなってくると変わってくるかもしれない。非常に流動的、不安定な状況の中で、決定せざるを得ないことはつらいと思っています。私も迷走しながらの話になりますが、その点をふまえて、消極的に大阪府の調査も認めます。

委員（坂口一美君）： こういった私たちの論議をどのようにして、大阪府に伝えるのですか。私たちの意見が、次の調査に活かしていけるのであれば、各市町村の意見がいろいろあると思うのです。そのことも含めて、府がどのような姿勢で聞く場を設けられるのか、意見をどのように吸い上げてもらえるのか。また、全国の調査の際には、生活実態調査も含めたクロス分析を行いました。大阪府はそのあたりをどのように考えているのか。学力だけではなく、生活面も大事なことだと思うので、大阪府がどのように捉えているかをお分かりでしたら、教えてください。

教育長（森田雅彦君）： 府の教育長会議で意見も要望もしてきたところです。2回行うことと、実施時期が近いこと、行う教科も同じであることは、私も実際に要望してきましたが、それでも大阪府からこのような形で実施することについて依頼がありました。今後とも、そのような場でしっかりと伝えていきたいと思っています。実施時期や実施教科、対象学年、行う以上は、そのあたりをしっかりと考えて次年度以降実施していただきたいということは、伝えていきます。

教育推進部次長（若狭周二君）： 学習状況の活用については、大きく二つあります。一点は、学習状況に関する調査及び学校の取組に関する調査、それぞれと学力に関する調査との相関を調べる。もう一点は、大阪府内の学力と学習状況をよりきめ細かく分析をし、公表することです。

委員長（小川修一君）： 大阪府の調査については、それなりの配慮をしてもらえないか。それを市として要望をすることが必要であるということについては、事務局として、事務レベルで伝えるより、教育委員会全体として、委員として強く要望することも必要だと思います。今後の調査についてどうなるのか、教育長にお聞きしたいのですが。

教育長（森田雅彦君）： 今後の見通しですが、全国学力・学習状況調査については、国がそのあり方の結論を先延ばししている状況があります。確かに、来年度の調査研究費の予算も計上されていますし、理科も加えていくこ

とも報道されていますが、その後のことについては、まだ決まっています。また、大阪府の調査についても、平成23年度は実施するが、その先はどうなっていくかは、未定です。ただ、実施する以上は、先ほど、各委員からのご意見にありましたことは、教育長会議の場でも強く大阪府教育委員会に要望していきたいと思っています。箕面市としては、子どもの学力の調査を継続的に行うことは、絶対に大事なことだと思います。昨年度、福井県に視察に行きましたが、福井も県や市独自で、学力については60年、体力については40年の調査をしながら、課題がどこにあるか、それをどうしていくかを、県や市を挙げて取り組んでこられて、今があるということですので、PDCAサイクル、特に、Aのアクション、分析をどう生かすかを大事にしながら、箕面の子どもたちの学力向上に、教育委員会として、市としてどう関わっていくかをぶれることなく、継続して見ていきたいと思っています。

委員長（小川修一君）： 文部科学省は、調査の柱をしっかりと持ってもらいたいと思いますし、現に、見直しをするということが、表に出ながら、結論がなかなか出ないこともあり、不確定な要素が拭えないところがあったり、大阪府は、府として、白石委員からのご意見があったような、調査そのものについての疑念もある。大阪府としては、「おおさか・まなび舎」「学力向上プロジェクト」「少人数習熟度別指導」「学習ツールの開発」など、それなりの私どもに直接の調査の結果だけに限らず、教育の本質を見ながら、策を立てていることもあり、この調査については、いろいろな意見が出てくる状態でありますので、繰り返しになりますが、ここで出た意向を箕面市の教育委員会として、府に要望することをぜひ、行わなければならないと思います。そこで、府の調査の結論については、そのような状況をふまえた上で、平成23年度の調査については、白石委員のおっしゃったような様々な点を府に要望しながら、来年度の大阪府学力・学習状況調査に参加協力することにしたと思います。委員のみなさま、よろしく申し上げます。この件に関連することは、ここで終わったわけではありません。さらに、もう一步、もう二歩も進めた議論が必要ですし、そのことが、この調査を生かすための場になると思います。

委員長（小川修一君）： 議案第12号及び議案第13号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第18、報告第13号「箕面市教育委員会所管にかかる平成23年度箕面市一般会計当初予算の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（菅原かおり君）： 本件は、平成23年度に予定している教育施策及び各種事務事業を実施するにあたり、平成23年度箕面市一般会計予算を箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（福井聖子君）： 子ども部の予算について、先日の意見交換で話し合った子ども施策の新展開として、「私立幼稚園振興助成事業」と「就園奨励費補助金システム管理事業（臨時）」で予算を計上しているということですが、この間の流れを見ていますと、この案がまず、報道に出されて、その後、意見交換があり、その後、議会がある。この件については、意見交換会での議論がどのようにこの予算に反映されているのかが見えにくいことは否めない。また、意見交換会でも、有識者の意見はどうなっているのかと聞きましたら、子ども育成推進協議会に諮りますとの回答でしたが、この間、子ども育成推進協議会は開催されていません。プランと予算の関係は、日程の関係でこういう風になるのはやむを得ないことなのではないでしょうか。もちろん言った意見を全部反映して欲しいとっているのではなく、ディスカッションしていただきたい部分があるのですが、予算の計上の時期が来れば、それを優先せざるを得ないというのは、いたしかたがないと理解したらいいのでしょうか。

教育次長（中井勝次君）： 確かにいつのレベルでどの議論をするのかということになってくるかと思いますが、委員がおっしゃったように、まず報道発表をして、それから議論していただいたということではなく、今まで、基本的なことは、どちらの方向に向かうべきかということはある程度、協議してきたと思っています。ある程度固まった段階で、議論していただくのですが、ただ、その前段階で、今どちらの方向を向いているかということは、報道提供することもありますので、議論をしていただく前に、発表しているのではないかとこのことですが、レベル感という点では違うかもしれませんが、そのようなことをお示した上で、報道にも提供しています。さらに、機会があれば、更に深く議論していただくこともお願いしているところです。ですから、原則的には、予算に関しては、教育委員会委員さんにお諮りして、お示しして、その上で、予算編成の参考にしながら、予算を構築していくことになると思います。また、子ども育成推進協議会は、2月21日に開催予定です。この委員会の後にはなりますが、その場でお示ししたいと思います。

委員（福井聖子君）：いろいろな事情があることは理解していますが、やはり、一般の方は報道を見ると、決まったものだと思われがちで、予算は決まってしまうと、それで動き出すのは当然のことなので、議論と評価の順番に関する議論があってもいいのではないかと思います。

委員（福井聖子君）：教育推進部の「学校緑化推進事業」ですが、この予算では、水道代が計上されていないと思います。水道代などのメンテナンスについて、どれくらいお金がかかるのかがわからないと、芝生がどの程度予算に見合った事業なのかが判断しかねるので、夏か秋にこのようなデータの提示を教育推進部にお願いしたのですが、提示していただけていません。おそらく、今までものすごく忙しかったので、いろいろなことに紛れてしまったのだと思うのですが、どの程度の水道代がかかっているかをまとめているのかを確認しておきたいのと、事業の予算化がされていますが、芝生化の評価の議論がないので、その点をどのように考えているかをお願いします。

学校管理課長（岩永幸博君）：「学校緑化推進事業」は小学校で行っている芝生化の維持管理のための肥料代や冬芝のオーバーシードの種代や土代、あるいは新規に芝生化を行う際、通常は大阪府の補助金を活用して行いますが、足りない場合を想定した負担金などを計上しています。委員がおっしゃる水道代は、「小学校管理事業」の光熱水費で学校全体の水道代として、計上しています。この間、団体などから要望書などをいただき、議論にもなっています。申し訳ございませんが、データはまだお渡しできていません。なお、水道代の把握はできています。平成21年に南小学校、東小学校と萱野北小学校の3校を全面芝生化しましたが、初年度はたくさん水をまきますので、その関係から1校当たり100万円から150万円ほどの年間の水道代がかかります。ただ、2年目以降になりますと、減ってきますので、1校あたりの水道代は数十万円になってきます。また、評価については、この事業で予算計上していますので、3月の市議会で議論になるかと思います。その結果を持って、いろいろな団体に今後の方針をお示ししていきたい。併せて、教育委員会委員さんにも報告していきたいと思います。

委員（福井聖子君）：最終的な芝生の評価を行うのは、議会ですか。

教育推進部副部長（稲野公一君）：芝生については、運営面の評価と、子どもたちの体力向上などの活用にどれだけ効果があるかという評価とがあり、この間、平成18年から校庭の芝生化を鳥取方式などを勉強しながら、業者とも相談して教えてもらいながら、行ってきました。特に、全面芝生化について反対意見など、学校の運営上のトラブルがあったり、うまく芝生が育たないなどの管理面の課題検証の2点が大きくありました。運営面については、子どもたちが寝転んだり、楽しく外で遊ぶ子が増えたという学校もありますが、一方で、今まで行ってきた運動会の競技がしにくい、線が引きにくい、

あるいは、でこぼこがあってソフトボールなどをするとイレギュラーするなど、運用面での課題もあって、なかなか活用しきれていない部分もあります。もう1点は、昨年春から、グラウンドの補修として、勾配の取り直しや水はけの改善などを行って、まずは、芝生をちゃんと育てないことには、活用もできないとして、いろいろと勉強しながら取り組んできましたが、ご承知のとおり、この冬もいろいろと対策しましたが、中央部分はほとんど剥げている状況です。育たないことには、活用もできません。そのような二つの面から、この間、ずっと検討してきました。大きな方向性としては、子どもたちの体力向上に繋がるので、大阪府の補助金を活用して、全面でできるのであれば、できるだけ広い面積をとして、ほぼ全面の芝生化を進めてきましたが、今後については、少し方向を転換して、無理に全面の芝生化にこだわるのではなく、ちゃんと芝生を育てて、癒し効果なども言われていますが、そのような意味で、学校で活用できるような範囲内で芝生化を、どちらかといいますと、中央部分をあきらめて、周辺部分で一定の面積を確保して、学校で芝生を維持できるような状況を作っていく方向で進める方が、より好ましいのではないかと考えており、校庭の芝生化は、教育委員会の施設ですが、地域で校庭緑化委員会を作っていたら、地域の皆さんと進めてきました。あるいは、施設開放の利用者の皆さんにもご説明したり、保護者、子どもたちにも効果を示して整備してきた経過がありますので、特に、全面芝生化でご迷惑をかけている、あるいは反対意見の多い学校については、そのような話し合いもしながら、施設開放利用者の皆さんとも協議しながら、一方で一切芝生に手をつけていない小学校も5校ありますので、そのような方向で、皆さんと話し合いながら、各学校で何とか整備できる状況を作っていきたいので、来年度の予算計上を行っています。

委員（福井聖子君）： 誤解を与えてしまったかもしれません。芝生のことや予算作成のプロセスなどについて聞いているわけではありません。今の稲野副部長がおっしゃったようにものすごく苦労されていることがあるのはわかるのですが、その苦労や何がどこまで進んでいるのかが、なかなかわかりにくい。その上で、予算計上されているのを見ると、われわれとしても何をどう求めているのかがわからないのです。教育委員会のトップの会議が、教育委員会会議だと思うので、私たち委員も事前に協議する場を増やさなければならぬなど、いろいろあるのですが、協議に必要な資料を事前に提示していただき、ディスカッションに生かしていかなければならないと思いますので、そのあたりのプロセスを考えていただきたいです。いろいろと説明していただいて、申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

委員長（小川修一君）： 教育行政はどこかで、線引きをしないと次への発

展ができにくいところがあって、それは人間の行うことですから、そんなに切ることはできにくいことも重々わかるのですが、行政は予算を伴って行う大きな仕事なので、そのあたりも踏まえながら、ずるずる行くことはまずいと思っています。

教育長（森田雅彦君）： 福井委員がおっしゃることは良くわかります。定例会や事前事後協議の中でできるだけ情報や課題をお互い共有しながら、箕面の教育を進めていきたいと思っています。ただ、定例会だけでは無理ですので、定例会以外の学習会として月1回集まっていただいて、課題についての論議や説明する研修の場を設けています。たくさんの課題がありますが、そのような場で取り上げて、みんなで考えていきたいと思います。

委員（坂口一美君）： 子ども部の「日本スポーツ振興センター災害共済掛金事業（幼稚園）」の中身について教えてください。

幼児育成課長（水谷晃君）： 日本スポーツ振興センターの災害の障害共済の掛金の支払いに使う予算です。

委員（坂口一美君）： 基本的にこれは個々の児童に対する掛金ですね。平成16年ぐらいに、小学校や中学校は個人負担をしていなかった部分を受給者負担として全部個人負担になっていたと思うのです。スポーツ振興センターの掛金とは違うのですか。

学校教育課長（南山晃生君）： 現在、小・中学校においては、児童・生徒一人当たり、945円が掛金となっており、そのうち、460円が保護者負担、残りが市の負担となっています。

委員（坂口一美君）： わかりました。幼稚園に関しても同じですか。

教育長（森田雅彦君）： 保護者と市、両方で負担しています。以前は、PTAが負担していましたが、現在は、個人負担となりました。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、報告第13号を採決いたします。本件を報告どおり承認することに、ご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第19、報告第14号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（菅原かおり君）： 本件は、職員の人事発令について、分限休職及び退職並びに異動を発令する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定によ

り、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第14号を採決いたします。本件を報告どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第20、報告第15号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長(菅原かおり君) : 本件は、去る1月11日に開催された平成23年第1回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第15号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 続いて、日程第21「教育長報告」を議題とします。教育長に報告を求めます。

教育長(森田雅彦君) : (議案書123頁から報告)

大阪府都市教育長協議会1月定例会について

1月14日にホテルアウィーナ大阪で開催されました。平成23年度に向けての事業計画や役割分担、役員構成などが確認されました。なお、今年10月20日～21日には、近畿都市教育長秋期研修会を豊能地区(豊中・池田・箕面)が担当し「千里阪急ホテル」を会場に開催することになっています。

平成22年度第2回豊能地区人事協議会、臨時教育長協議会について

1月31日に豊中市教育センターで開催されました。人事協議会では、平成23年度管理職選考の状況や年度末人事に向けて、府教育委員会から説明がありました。なお、管理職選考については、本市の2次選考に進んだ受験者は全員が合格しました。教育長協議会では「教員の人事権移譲」について、1月27日に浅利豊中市長が豊能地区を代表し、橋下知事に「最終まとめ」を提出し、導入に向けてこの4月より準備チームを発足すること、府教委から引き継ぐ作業を進めていくことを報告いただき、知事からも「全面的に支

援していく」ことが伝えられたことの報告が豊中市教育委員会・大源教育次長からありました。また、この間マスコミ報道がありました「中学校の給食」の導入について、大阪府がイニシャルコストの2分の1を補助する内容について意見交換を行いました。単独調理方式、給食センター方式、小学校からの搬送方式など、実施した場合にはどれぐらいの費用がかかるか、年間のランニングコストがどれぐらいかかるかなど、各市町の検討内容について情報交換しました。今後、検討委員会を立ち上げ、情報収集や課題整理をしていく必要があると考えています。

公立図書館のあり方について

12月の市長と教育委員会委員の懇談でも話題となった「公立図書館」のあり方については、教育委員会委員学習会でも意見交換したところです。現在、プロジェクトチーム、また事務局において検討を進めており、その経過等については、その都度報告させていただきます。

教育推進部について

1月22日に「わくわくスタート・もうすぐ1年生」をメイプルホールで開催し、幼児、保護者464名の参加がありました。1年生入学を前にした子どもたちの不安を少しでも拭い、期待と希望をもって入学を迎えてもらおうと平成16年度より始め、7回目となりました。保育所、幼稚園、小学校の若手教員や保育士の先生方40人が寸劇を通じて小学校の様子を紹介するもので、その内容も年々バージョンアップし、参加いただいた子どもさんや保護者の方からも「小学校生活がよく分かり、子どももくぎ付けでした。入学式が楽しみです。」「ステージだけでなく、会場にも先生方がおられ、一緒に手拍子や歌、踊りをしていただき、会場が一つに盛り上がり、とっても良かったです。来年もぜひ続けてください。」と大変好評でした。

子ども部について

1月4日のニューイヤーキャンプ、16日の幼児自然教室、22日の小学校自然教室と、教学の森野外活動センターにおいて冬のフィールドを活用してのキャンプや自然体験教室が開催されました。参加した子どもたちからは「山でしか会えない友達と会うのが楽しみ。」「とっても楽しかった。また来たい。」そのような声が。保護者の方からは、「餅つきなど家ではなかなかできない体験ができ参加させてとっても良かった。」との声が届いています。

生涯学習部について

1月10日に平成23年「箕面市成人祭」がメイプルホールで開催され、新成人731名の参加がありました。市内で新成人を迎えられたのは、1,286名で参加率は56.8パーセント、昨年より4パーセントアップしました。式典は静粛な雰囲気の中で行われ、市内の業者さん等からいただい

た300もの景品のお楽しみ抽選会や箕面市青少年吹奏楽団の演奏やジュニア・ゴールデンベアーズの華やかな演技など、なごやかな雰囲気の中で、滞りなく執り行われました。

委員長（小川修一君）： 図書館事業について、私どもも勉強を兼ねて中央図書館を視察して、その後会議室で、現状を含めたこの事業についての意見交換を行いました。その点も併せて報告いたします。

委員長（小川修一君）： ご質問、ご意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようなので、以上をもちまして、本日の会議日程は終了しました。各委員から教育行政にかかることで何かありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、本日の会議日程はすべて終了し、付議された案件、議案10件、報告9件はすべて議了しました。

委員長（小川修一君）： これをもちまして、平成23年第2回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後5時6分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

福井 聖子